

紹介した採用者が、自己都合又は就業規則違反等の採用者の責に帰すべき事由により入社後 5 ヶ月以内に退職したときは、紹介料金の半額を返還する。
支払う紹介料金は採用者の入社 3 ヶ月後に銀行口座に振り込む。